

奨学資金貸与希望者募集案内

奨学資金の貸与を希望する皆さんへ

- ☆ この奨学資金は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等の修学を奨励することを目的としています。
- ☆ 高校在学中にお貸しするものです。(大学等の奨学金ではありません)
- ☆ 奨学生(生徒本人)は高等学校等を卒業後、返還しなければなりません。
- ☆ 奨学資金を希望する生徒は、この案内書(募集要件等)をよく読み、内容を十分に理解したうえで、ご家族の方と相談し、在学する学校へ申請してください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

※ご不明な点がございましたら学校の担当の先生、または下記までお問い合わせください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
奨学資金第1課 貸与係
電話 078-361-6640

【対象者】

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

- ① 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、生計を主として維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。
- ② 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援（盲・聾・養護）学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に令和2年4月以降在学すること。
- ③ 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が県内に住所を有していること。

【併用できない奨学金等】

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ③ （公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

なお、本会奨学資金は上記以外の奨学金等との併用を制限しておりません。上記以外の奨学金との併用については、それぞれの奨学金を扱っている窓口を確認してください。

※今回申請しようとする方の兄弟姉妹が、上記の奨学金を受けていても併用にはあたりません。

【収入額の目安】

申請者の生計を主として維持する方（同一生計の家族のなかで所得金額の最も多い方おひとり）の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりになります。（家族の収入額の合計ではありません）

ただし、あくまで目安であり、下表の金額以下であっても家族構成等により限度額が増減します。詳しい試算表は本会ホームページに掲載していますのでご利用ください。

(<http://www.pure.ne.jp/~syougaku/syougakukin.html>)

世帯人数	給与所得者及び年金/ 生活保護受給の場合 (税込の※総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成 (例)
2人	599万円	196万円	父・申請者
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生
6人	732万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生

※上記表の総収入額とは、「課税（所得）証明書」の場合は給与収入、「源泉徴収票」は支払金額、「確定申告書」は収入金額等の中の給与、に記載されている金額となります。

【連帯保証人】

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。

申請者が未成年の場合は、原則 親権者又は後見人（保護者）としてください。

事情（※注）により親権者又は後見人以外の方を連帯保証人に定める場合は、親権者又は後見人（保護者）が「親権者又は後見人」欄に自署・押印し、申請書の「特別な事情」欄に連帯保証人になれない事情を記入してください。

また、返還が長期間にわたるため、ご高齢の方は避けてください。

（※注）連帯保証人となれない事情は

- ①自己破産（債務整理）をしている場合
 - ②重度の障害等により、本会奨学資金制度の理解が困難な場合 等です。
- ※詳しくは学校または当会までご相談ください。

【貸与月額と貸与（返還）総額】（無利子）

学校区分		貸与月額(自宅)	貸与期間	貸与(返還)総額	貸与月額(自宅外)	貸与(返還)総額
高等学校	国・公立	18,000円	3年	648,000円	23,000円	828,000円
			4年	864,000円		1,104,000円
	私立	30,000円	3年	1,080,000円	35,000円	1,260,000円
			4年	1,440,000円		1,680,000円
高等専門学校	国・公立	18,000円	5年	1,080,000円	23,000円	1,380,000円
	私立	30,000円	5年	1,800,000円	35,000円	2,100,000円
専修学校 (高等課程)	私立	30,000円	2年	720,000円	35,000円	840,000円
			3年	1,080,000円		1,260,000円
			5年	1,800,000円		2,100,000円

- ・「貸与期間」「貸与（返還）総額」は、正規の修業年限によって異なります。
- ・通学交通費・電動アシスト自転車購入費等の貸与を受けた奨学生の「貸与（返還）総額」は、本体の奨学資金貸与額に加算された額となります。

- 職業能力開発促進法等に基づき実施される技能検定受検料
 本会奨学生で、1つの技能検定等毎に、奨学生が負担した手数料等から1万円を控除した額を貸与します。（1万円以内、端数切捨て。）
- 通学交通費（P.7参照）
 本会奨学生で、一定の要件を満たす希望者に対して、通学定期券の購入額に応じた額を貸与します。
- 電動アシスト自転車購入費（P.8参照）
 本会奨学生で、一定の要件を満たす希望者に対して、通学のための電動アシスト自転車購入にかかる費用を負担額に応じて貸与します。

【貸与期間】

原則として4月から卒業するまでの修業年限です。（随時申請の場合は異なります。）

【申し込みから決定まで】

申込先	在学している高等学校等 ⇒ 学校で「奨学資金申請書」など必要書類を受け取る。 ⇒ 必要書類を揃えて学校に提出。 （学校長の推薦を経て、学校から振興会に提出されます。）
申込期間	新規申請募集開始後（4月上旬）から学校が定める期間内。 各学校にお問い合わせください。 ＊新規申請締め切り後、家計の急変等により申請をご希望の場合は、毎月月末までに本会到着分を随時受付の締め切りとし、受理した日の属する月分からの貸与となります。
選考・決定	選考の流れは、申請書類の審査 ⇒ 選考委員会 ⇒ 決定 となります。 決定通知書は、 8月中旬頃 （予定）学校に送付します。 ＊随時受付の場合は異なります。

なお、申請者が多数の場合、申請の条件を満たしていても採用されない場合があります。

また、氏名については、現在常用漢字、JIS第1水準漢字、JIS第2水準漢字及び人名用漢字での表記となりますのでご了承ください。

【貸与時期・方法】

貸与時期（予定）

I 期（4～9月分）	II 期（10～12月分）	III 期（1～3月分）
8月末頃	10月末日	1月末日

（随時申請の場合は異なります。）

貸与方法は、奨学生（生徒）本人名義の金融機関の口座に振り込みます。

【貸与の意思確認】

毎年度一回、4月に「継続願」を提出していただきます。

【貸与の停止】

休学、長期欠席等で一定期間以上にわたり学校を休むとき、同一学年を重ねて履修したときなどは、その間奨学資金の貸与を停止します。また、学年制のない単位制高校で当該年度の修得単位数が18単位未満のときは奨学資金の貸与を停止します。

（奨学生の出席の状況等を当会より学校に照会する場合があります。）

【貸与の取消】

退学等により貸与の要件に該当しなくなったとき、家計の好転等により貸与を受けることを辞退したとき又は修学の見込みがなくなったときは、奨学資金の貸与を取り消します。

【借用証書の提出】

卒業や貸与の取消等により貸与期間が終了するときに、連帯保証人とともに借用証書を提出してください。

なお、その際に本人、連帯保証人以外に連絡先を設定していただきます。

【奨学資金の返還】

貸与期間が終了したときは、奨学資金を返還していただきます。返還期間は貸与を受けた金額によって異なりますが、本会が別に定める年額を年賦、半年賦、月賦等により均等に返還していただきます。（貸与期間終了後、半年以内の「一括返還」も可能。）

〔下限返還金額〕

借用金額		年賦	半年賦	月賦
700,000 円以下		70,000 円	35,000 円	5,840 円
700,000 円 を超え	900,000 円以下	80,000 円	40,000 円	6,670 円
900,000 円 を超え	1,100,000 円以下	90,000 円	45,000 円	7,500 円
1,100,000 円 を超え	1,300,000 円以下	100,000 円	50,000 円	8,340 円

【返還が滞った場合について】

返還が滞ったときは、返還猶予の申請がない限り、電話等による督促や規程等に基づく督促状が送付されます。

さらに、計画通りに返還されている間は無利子ですが、督促状に記載の期限までに返還がない場合は、規定により支払いの日までの日数に応じた延滞利息を別途請求させていただく場合があります。

長期滞納の場合は、奨学生や連帯保証人の自宅および勤務先へ直接お伺いすることがある他、債権回収委託や訴訟等の手続きをとらせていただく場合があります。

【返還猶予】

本人が、引き続き高等学校に在学、大学等に進学、病気等で返還が困難な場合、願い出により返還が猶予（返還の開始時期を一定期間先延ばしする。）されることがあります。

申請手続きについて

1 提出書類

学校が定める提出期日までに、学校に提出してください。

必須	① 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金申請書（様式第1号）（両面）
	② 口座振込（変更）申出書（様式第9号）
	③ 振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー
	④ 連帯保証人の印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行された原本）
	⑤ 生計を主として維持する方（所得金額の最も多い方おひとり）の所得に関する証明書類
該当者	⑥ 特別控除に関する書類等

※世帯の状況に応じて、他にも証明書類が必要な場合があります。

※提出書類の大きさがA4より小さい場合は、A4の用紙に貼ってください。

2 所得に関する証明書類

(1) 証明書類が必要となる対象者

同一生計の家族のなかで所得金額の最も多い人（主たる生計維持者）おひとり分の証明書類を提出してください。

(2) 現在の就業状況に応じた書類

「申請日現在における収入の状況が一年間続いた場合の金額」を証明する書類が必要です。

- ・5ページの「所得に関する証明書類について」を参照し該当するものは全て提出してください。
- ・コピーまたは写しと記載のあるもの以外は、原本を提出してください。
- ・確定申告書（控）のコピーを提出される場合は、税務署受付印があるものをご提出ください。電子申告された場合は、確定申告書（控）の右上に、受付日時及び受付番号が記載されていれば税務署受付印とみなします。
- ・2019年1月2日以降に就職・転職又は開業等により所得の状況が変わった場合は、源泉徴収票・課税(所得)証明書・確定申告書(控)では証明できません。現時点を含む一年間の収入見込額を証明する書類「収入見込証明書」か「収入見込申告書」を所得の種類に応じて提出してください。
- ・同一人で二箇所以上から給与を得ている方は、それぞれ該当する証明書類を提出してください。（ただし、退職した職場の給与は含まないでください。）
- ・「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」は、本会の証明書類として認めておりません。
- ・申請時点で受給が終了しているものに関する証明書類は不要です。
- ・生活保護費・児童扶養手当・傷病手当金・年金・養育費等の援助も給与収入とみなします。

平成17年度からの生活保護基準の改正により、生活保護世帯で高等学校等への就学者がある場合、就学費用（高等学校等就学費）が給付されますが、該当者が奨学金の貸与を受ける場合は、その就学費用が減額される可能性があるとのことです。ご注意ください。（詳しくは管轄の福祉事務所にお問い合わせください。）

所得に関する証明書類について

収入の状況		必要書類	注意事項	発行所
給与収入の方	2019年1月2日以降に就職・転職あり	・「 <u>収入見込証明書</u> 」(様式任意)	☆現時点(申請月)を含む一年間の収入見込額 ☆必ず、就職年月日が記載のもの。 ☆勤務先に所定の様式がない場合は、学校から様式を取り寄せてください。	勤務先
	2019年1月2日以降に就職・転職なし	・「 <u>課税(所得)証明書</u> 」 <u>原本</u> (申請日に役所で発行できる最新のもの) ・「 <u>源泉徴収票</u> 」 <u>原本</u> (2019年分) ・「 <u>確定申告書(控)</u> 」の <u>コピー</u> (2019年分) ※税務署受付のあるもの ※マイナンバーは番号部分をマスキングしてコピーしてください。	} いずれか一点 ☆確定申告を電子申告された場合は、確定申告書(控)に受付日時及び受付番号が記載されていれば、税務署受付印とみなします。	市区町役場 勤務先 本人控
自営業の方	2019年1月2日以降に事業を始めた	・「 <u>収入見込申告書</u> 」(様式任意) 必ず学校長の確認印が必要です		☆現時点を含む一年間の収入見込額 ☆収入見込額、必要経費及びそれらを差し引いた所得金額が確認できるものであること。 ☆必ず、開業年月日を記入のうえ、学校長の確認印が必要です。 ☆所定の様式がない場合は学校から様式を取り寄せてください。
	2019年1月2日より前から事業を始めた	・「 <u>課税(所得)証明書</u> 」 <u>原本</u> (申請日に役所で発行できる最新のもの) ・「 <u>確定申告書(控)</u> 」の <u>コピー</u> (2019年分) ※税務署受付印のあるもの ※マイナンバーは番号部分をマスキングしてコピーしてください。	} いずれか一点 ☆確定申告を電子申告された場合は、確定申告書(控)に受付日時及び受付番号が記載されていれば、税務署受付印とみなします。	市区町役場 本人控
失業手当を受給中の方		・ <u>雇用保険受給資格者証のコピー</u> 基本手当日額・給付日数が記載されている面		※収入金額については、 基本手当日額 × 所定給付日数 で算定。 ☆受給資格者証発行待ちの場合、離職票等、求職中であることがわかる書類の写しを提出のこと。

下記に該当する場合は、該当の証明書類も提出してください。

収入の状況	必要書類	注意事項	発行所
生活保護費を受給している方	・ <u>最新の保護変更決定通知書のコピー</u> (金額が記載されているもの)	※収入金額については、 扶助費の月額 × 12月 で算定。 ☆金額の記載のない「生活保護適用証明書」は不可です。	福祉事務所
児童扶養手当を受給している方	・ <u>児童扶養手当証書のコピー</u> (金額が記載されているもの)	※一年間の受給額を総収入額に加算してください。	福祉事務所
傷病手当金を受給している方	・ <u>傷病手当金通知書のコピー</u> (金額が記載されている通知書)	※収入金額については、月額×12月で算定。	健康保険協会
「障害年金」・「遺族年金」 「老齢年金」・「厚生年金」 を受給している方	・ <u>最新の「年金額改定通知書」等のコピー</u> (氏名・金額が記載されている通知書)		日本年金機構
養育費・親戚等からの援助を受けている方	・援助の年額を申請書「特別な事情」欄に記入してください。	※収入の一部となるため総収入額に加算してください。 ※世帯の収入が養育費・親戚等からの援助のみの場合は、「無収入の方」の書類も提出してください。	/
無収入の方 (上記に該当する収入がない場合。又は収入が援助のみの場合)	・「 <u>課税(所得)証明書</u> 」 <u>原本</u> (申請日に役所で発行できる最新のもの) (<u>所得金額が0円と記載のあるもの</u>)	※前年度収入があるが、現在は無収入の方は、無収入に至った状況を申請書(表面)の特別な事情欄に記入してください。 (例:〇〇年〇月に退職して現在は失業給付も生活保護費も受給していない等)	市区町役場 (又は本人)

3 所得の算定方法

申請書裏面に記入する「所得★(当会計算式で算定)」については、事業所得(自営業)以外の場合は、総収入額に応じて次の計算式に当てはめて算定した金額を記入してください。事業所の場合は、計算式には当てはめずに所得額を事業所得欄に記入してください。

所得の計算式(給与収入の場合(事業所得を除く))

総収入額(万円)	所得(万円)
0~329	0
330~400	総収入(万円) × 0.8 - 262.6
401~878	総収入(万円) × 0.7 - 222.6
879~	総収入(万円) - 486

※左記表の総収入額とは、
「課税(所得)証明書」は給与収入、
「源泉徴収票」は支払い金額、
「確定申告書」は収入金額等の中の給与、
に記載されている金額となります。

※当会ホームページ(収入要件試算表)でも確認できます。
(<http://www.pure.ne.jp/~syougaku/syougakukin.html>)

収入要件試算表(Excel)

支払金額欄に総収入額を入力すれば、申請書裏面に記入する「所得」が出ます。

	支払金額(万円)	所得額(万円)
給与所得等	680万円	253万円
事業所得		
計		253万円(A)

申請書裏面

給与・年金・その他の収入(万円未満切捨て)	
総収入(合計額)	所得★ (当会計算式で算定)
680万円	253万円

☆収入要件算定式

所得額 - 特別控除額 = 認定所得金額

認定所得金額が世帯人員に応じた所得基準額以下であるか否かによって貸与の対象となるか判定されます。所得基準額や特別控除額も収入要件試算表で確認できます。

4 特別控除を受ける場合の添付書類

次の項目に該当する場合で、特別控除を希望する場合(所得が基準額を超える場合等)は、証明書が必要となりますので提出してください。

特別控除の種類	証明書類
就学者がいる世帯	在学証明書又は学生証の写し (同一生計の家族構成欄に在学名が記入があれば不要)
母子・父子世帯	ひとり親家庭等医療費受給者証の写し (所得に関する証明書に寡婦(夫)控除の記載があれば不要)
障害のある者がいる世帯	身体障害者手帳等の写し
主たる生計維持者が別居(単身赴任等)している世帯	住居費・光熱水費・家財用品購入の確認できる1年以内の領収書等の写し(71万円限度)
長期(6か月以上)に療養を要する者がいる世帯	医師の診断書と治療にかかる支出を確認できる1年以内の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書等と修繕費の領収書等の写し

火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯とは、日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められた世帯です。

5 通学交通費の貸与について

公共交通機関の通学定期券を利用して通学している奨学生で一定の要件を満たす方に対して、通学交通費にかかる奨学資金の貸与を行います。希望される方は、必要な書類をそろえて各学校の定める提出期日までに各学校に提出してください。

(1) 対象者

次のすべての項目に該当される方が対象です。

- ① 振興会奨学資金の奨学生であること。
- ② 自宅から公共交通機関の通学定期券を購入して通学していること。
- ③ 通学定期券を購入して通学することを常としていること。
- ④ 1か月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上となること。
- ⑤ 市町等が独自に実施する通学交通費にかかる貸与や給付などを受けていないこと。

(2) 貸与額

通学交通費購入額に応じて、下表のとおりとします。

通学定期券の月額（月額換算後）	貸与月額
10,000円以上 15,000円未満	5,000円
15,000円以上 20,000円未満	10,000円
20,000円以上 25,000円未満	15,000円
25,000円以上 30,000円未満	20,000円
30,000円以上 35,000円未満	25,000円
35,000円以上 40,000円未満	30,000円
40,000円以上 45,000円未満	35,000円
45,000円以上 50,000円未満	40,000円
50,000円以上	45,000円

ア 有効期間が複数月となる通学定期券の場合にあっては、券面額を有効月数で除して得た額を、当該通学定期券の月額とします。

イ 上記アにかかわらず、学期定期券にあっては、年間購入予定額を11で除して得た額を、当該通学定期券の月額とします。

ウ 月額の算出にあたり、その額に1,000円未満の端数があるときは、定期券ごとにこれを切り捨てた額とします。

エ 複数枚の通学定期券を購入している場合は、定期券ごとに月額を算出し、その合計を月額とします。

(3) 提出書類

- ① 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金通学交通費貸与願（様式第20号の2）
- ② 購入した通学定期券の写し

通学交通費の貸与を受けると、卒業後の返還金額が増えることとなりますので、ご注意ください。

6 電動アシスト自転車購入費の貸与について

高等学校等へ通学するために新たに電動アシスト自転車を購入した奨学生のうち、一定の要件を満たす方に対して、電動アシスト自転車購入費にかかる奨学資金の貸与を行います。

希望される方は、必要な書類をそろえて各学校の定める提出期日までに各学校に提出してください。

(1) 対象者

次のすべての項目に該当される方が対象です。

- ① 振興会奨学資金の奨学生であること。
- ② 電動アシスト自転車での高等学校等への通学が許可されていること。
- ③ 高等学校等へ通学するために道路交通法の規定に適合する電動アシスト自転車を新たに購入した方で、現に通学に使用し、その主たる目的が通学であること。
- ④ 本会奨学資金で既に電動アシスト自転車購入費にかかる貸与を受けていないこと。
- ⑤ 市町等が独自に実施している電動アシスト自転車購入にかかる補助または貸与を受けていないこと。

(2) 貸与額

購入費実費（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とします。

(3) 提出書類

- ① 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金電動アシスト自転車購入費貸与願（様式第22号の2）
- ② 購入した電動アシスト自転車の領収書（原本）または購入証明書（販売店が作成）
※領収書は購入日・購入店・氏名・金額・品名の記載があるもの。
（原則、申請者本人（もしくは連帯保証人）の姓名が確認できるもの。）
※新入学生については、高校の入学が決定した日以降の領収書の日付であるもの、新入学生以外の場合は、申請日以前3か月以内の領収書であることが必要です。
- ③ 電動アシスト自転車での通学を許可していることのわかる通学証明書（学校が作成）

(4) その他

購入予定の方も、販売店の見積書（原本）を添付することで申請することができます。

- ・見積書で申請をした場合、貸与決定し送金がなされた後1か月以内に、必ず見積りをとった店で電動アシスト自転車を購入し、購入した領収書（原本）を提出する必要があります。
- ・領収書が提出されない場合は、すべて返金していただくこととなります。
また、見積額より購入額が低い場合も、差額を返金していただくこととなりますのでご注意ください。

電動アシスト自転車購入費の貸与を受けると、卒業後の返還金額が増えることとなりますので、ご注意ください。

～申請書の記入にあたっての注意（表面）～

- 申請者・連帯保証人・親権者欄はそれぞれが自署。
(全てボールペン等で記入してください。消せるペン（フリクションペン等）、エンピツ書きは不可。)
- 訂正する場合は、修正ペン・修正テープ等ではなく、二重線で抹消し、申請者（生徒）の印で訂正印を押してください。但し、連帯保証人・親権者欄はそれぞれの印で訂正。

- ① 記入した年月日（新規募集 4/1～・随時募集 6/1～）。
- ② 在学名・入学等年月・卒業予定年月・修業年限を記入。

【申請者欄】

- ③ 申請者（生徒）本人が氏名・生年月日・住所・電話番号までを記入。
- ④ 住所は実際に住んでいる住所を記入。（自宅外から通学している場合は、寮等の住所）
- ⑤ 印は、連帯保証人・親権者と異なる印を押印（朱肉使用の印。シャチハタ印・ゴム印不可）
※兄弟姉妹で同時に申請される場合は、申請者それぞれ異なる印を押印してください。

【連帯保証人・親権者欄】

- ⑥ 連帯保証人・親権者欄はそれぞれが氏名・続柄・生年月日・住所・電話番号までを記入。
- ⑦ 住所は実際に住んでいる住所を記入。（同上は不可。単身赴任等の場合は、単身赴任先等の住所を記入。）
- ⑧ 連帯保証人の印は、印鑑登録証明書の印を押印。
- ⑨ 親権者欄は連帯保証人が親権者の場合は記入不要。（連帯保証人が保護者(父母)と異なる場合のみ記入。）
- ⑩ 親権者の印は、申請者・連帯保証人と異なる印を押印。（朱肉使用の印。シャチハタ印・ゴム印不可。）

【以前に貸与を受けたことがある欄】

- ⑪ ある・ない の該当する方に○をする。
- ⑫ ある場合は、奨学生番号を記入。

【勉学に対する意欲欄】

- ⑬ 申請者（生徒）本人が勉学に対する意欲（具体的な内容）を3行以上（60文字程度）記入。
※箇条書き、家庭の事情のみ、学校外活動などは不可。

【特別な事情欄】

- ⑭ 下記の例に該当する特別な事情がある場合は記入してください。
 - ・連帯保証人が親権者又は後見人以外となっている理由。（連帯保証人は原則、親権者又は後見人のため）
 - ・親権者が父・母以外である理由。
 - ・申請者と連帯保証人（親権者）の住所が異なる理由、誰の家に住んでいるか記入。
 - ・連帯保証人の住所が印鑑登録証明書と異なる理由。
 - ・養育費、親戚等からの援助があり証明書類が出ない収入がある場合、一年間の援助額を、誰からいくらあるのかを記入。
 - ・前年度収入があるが、現在は無収入の方は、無収入に至った状況を申請書（表面）の特別な事情欄に記入。
(例 ○○年○月に退職し、現在は求職中で生活保護費も受給していない等)

申請書記入例(表面)

兵庫県高等学校

例：新規募集4/1以降・随時募集6/1以降の記入日

訂正方法

訂正する場合は、2重線で抹消し、申請者欄は申請者の印で、連帯保証人欄は連帯保証人の印で訂正

① 記入日 年 月 日
 申請します。
 月できない奨学金等を受けることとなった時は速やかに報告することを確
 定し、終了時には借用証書を提出し、奨学資金の返還を確実にを行うことを誓

在学名	兵庫県立 ○○高等 学校	例：4月入学の場合は20×0年3月と記入	学年
入学等年月	(西暦) 20××年 ○月 入学 転学 編入学	卒業予定年月	(西暦) 20×0年 △月 修業 年限 3年
申請者 (自署)	フリガナ ヒヨ (氏) 兵庫 一郎 ③ 申請者(生徒)本人が太枠内すべて記入	住所・電話番号 〒11 神戸市中央区下山手通○-△-○ ④	印 兵庫 ⑤
※必ず申請者(生徒)本人が記入してください。	生年月日 (西暦) ○○△△年 ○月 ○×日 (TEL) 078 - ○○××××		
連帯保証人の同意 (自署)	フリガナ ヒョウゴ タロ (氏) 兵庫 太郎 ⑥ 連帯保証人が記入	住所・電話番号 〒50-0011 神戸市中央区下山手通○-△-○ ⑦ 実際の居住地を記入 ※同上(11)は不可	印 兵庫太郎 ⑧
※申請者が未成年の場合は、原則、親権者又は後見人が記入。	申請者との続柄 父 生年月日 (西暦) △△○○年 ×月×○日 (TEL) 078 - ○○○ - ××△△		
親権者 又は後見人の同意 (自署)	フリガナ (氏) (名) ⑨ 連帯保証人が親権者の場合は記入不要	住所・電話番号 〒 -	印 ⑩
※連帯保証人が親権者又は後見人以外の場合のみ記入	申請者との続柄 生年月日 (西暦) 年 月 日 (TEL) - -		
申請者は、以前に兵庫県教育委員会または兵庫県高等学校教育振興会で奨学資金の貸与を受けたことがありますか？	⑪ ある ・ ない (←どちらかに○をしてください) ⑫ 「ある」の場合は奨学生番号：		
勉学に対する意欲	現在、勉学面で努力している点。今後挑戦したいこと。 ⑬ 申請者(生徒)本人が記入 ※必ず3行以上記入(60文字程度)	申請者(生徒)本人が勉学に対する意欲(具体的な内容)を3行以上になるようにボールペン等で記入	60 80
特別な事情	右記に該当する場合は、必ず記入 右記以外でも家庭の事情等で特記することがあれば記入	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人が親権者又は後見人以外となっている。 ・申請者と連帯保証人(親権者)の住所が異なる。 ・連帯保証人の住所が印鑑登録証明書と異なる。 ・養育費、親戚からの援助等、証明書類がない収入がある。 (注) 住所が異なる理由を必ず記入(寮、単身赴任先、祖父母宅等) (注) 誰から年間いくらの援助額があるのかを記入。	⑭ 特別な事情がある場合に記入

～申請書の記入にあたっての注意（裏面）～

● 裏面については、申請者（生徒）本人の自署でなく保護者の記入でも構いません。

- Ⓐ 家族数…申請者本人も含めた同一生計(生計を共にしている方)の家族数を記入。
- Ⓑ 母子・父子世帯…該当する場合は母子・父子どちらかに○をする。
※控除を希望する場合は、証明書を提出してください。(P.6 参照)

【ア 就学者を除く家族】

- Ⓒ 同一生計(生計を共にしている方)全員の続柄・氏名・年齢・収入を記入。
(幼児はこの欄に記入、就学者(小学生以上)は「イ就学者」欄に記入)
- Ⓓ 障害者…該当する場合は○をする。
※控除を希望する場合は、証明書を提出してください。(P.6 参照)
- Ⓔ 《給与・年金・その他の収入の方》
総収入欄…給与・年金・その他の合計した収入金額を記入。
 - …「課税(所得)証明書」の給与収入の額
 - …「源泉徴収票」の支払い金額の額
 - …「確定申告書」の収入金額等の給与の額 を記入。
 - …生活保護費・児童扶養手当・年金額等も年額を合算してこの欄に記入。
- Ⓕ 所得★…P.6 所得の算定方法の計算式に当てはめて算出した額。
- Ⓖ 《事業所得の方》所得…「課税(所得)証明書」の営業等所得の額
…「確定申告書」の所得金額の営業等の額 を記入。
(当会の計算式には当てはめない)
※…世帯全員について記入。
 - …収入がない場合は「0円」と記入。
 - …一人で2種類以上の収入を得ている場合は、給与・事業のそれぞれに合算する。
 - …年度途中で就職・転職・開業されている方は一年間の収入見込額を記入。

【イ 就学者】(学校に通っている人)

- Ⓕ 本人を含む就学者の続柄・氏名・年齢を記入。
- Ⓖ 障害者…該当する場合は○をする。証明書が必要。(P.6 参照)
※控除を希望する場合は、証明書を提出してください。(P.6 参照)
- Ⓖ 設置者・学校区分・通学別欄は該当する項目に○をする。
- Ⓖ 本人以外は在学名を記入。
- Ⓖ 収入等は収入がある場合のみ記入。

【ウ その他特別控除】

- Ⓖ 特別控除に該当する場合に金額を記入。証明書の提出が必要。(P.6 参照)
※証明書が未添付の場合、特別控除は適用されません。

家族数を記入

申請書記入例(裏面)

母子・父子家庭の場合は証明書を添付

家族数		A 6人		① 該当の場合は○をする B 母子・父子世帯							
ア 就学者を除く家族 (幼児含む)	番号	申請者との続柄	氏名	年齢	② 障害者 (○をする)	給与・年金・その他の収入(万円未満切捨て) 総収入(合計額)	所得★ (当会計算式で算定)	事業所得(万円未満切捨て) 所得			
	1	父	C 兵庫 太郎	45		E 750 万円	F 302 万円	G 万円			
	2	母	兵庫 花子	44		0 万円	0 万円				
	3	祖父	兵庫 新太郎	73	D ○	100 万円	0 万円				
	4	妹	兵庫 華	5		0 万円	0 万円				
						万円	万円	万円			
イ 就学者 (小学生以上)	番号	申請者との続柄	氏名	年齢	② 障害者 (○をする)	設置者 (○をする)	学校区分 (○をする) 在学学校名 (本人以外)	通学別 (○をする)	給与等収入 総収入	事業所得 所得★	所得
	1	本人	H 兵庫 一郎	15	I ○	1 国公立 2 私立	J 3 高校 4 高専 5 専修(高等)	1 自宅 2 自宅外	L 万円	万円	万円
	2	弟	兵庫 二郎	13		1 国公立 2 私立	1 小学校 2 中学校 3 高校 4 高専 5 専修(高等) 6 専修(専門) 7 短大 8 大学院	1 自宅 2 自宅外	万円	万円	万円
	3					1 国公立	1 小学校 2 中学校 3 高校	1 自宅 2 自宅外	万円	万円	万円
	4						在学学校名: ○○市立△△中学校 K	1 自宅 2 自宅外	万円	万円	万円
						1 国公立 2 私立	1 小学校 2 中学校 3 高校 4 高専 5 専修(高等) 6 専修(専門) 7 短大 8 大学院	1 自宅 2 自宅外	万円	万円	万円
						在学学校名:			万円	万円	万円
ウ	事由				特別控除額(万円未満切捨て)						
	主に家計を支えている方が別居している世帯				別居のため特別に支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品費の実費(71万円限度)			M	万円		
	長期(6ヶ月以上)に療養を要する方がいる世帯				療養のため特別に支出している治療費、入院費等				万円		
火災								万円			

この例の場合、
・父の所得に関する証明書類
・祖父が障害者である証明書を提出

就学者の続柄・氏名・年齢を記入
※ 自宅・自宅外に必ず○を記入
※ 在学学校名を必ず記入

以下は受理できません。必ず確認してください。

① 申請者、連帯保証人、親権者又は後見人の筆跡が同じである。
② 印影が同じまたはシャチハタ等を使用している。
③ 連帯保証人の印が印鑑登録証明書の印鑑と異なる。
④ 記入が必要な欄に空欄(未記入)がある。
⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本)が添付されていない。
⑥ 当会が指定する所得証明が添付されていない。

※個人情報の取扱い
ご記入いただいた
ならなかった場合も

なお、奨学生と

印

記入例

※ 学校担当者が記入してください。

学 校 番 号	
奨 学 生 番 号 <small>(新種申請時は記入不要)</small>	

口座振込（変更）申出書

* 訂正は修正液ではなく、訂正する箇所を二重線で抹消し、印の箇所(★)と同じ印を押してください。

記入日	(西暦) 20×× 年 ○ 月 ○ 日
-----	---------------------

奨学資金の口座振込について、下記のとおり申し出ます。

申請者 (生徒)	フリガナ	ヒョウゴ イチロウ	兵庫 (★)
	氏 名	兵庫 一郎	
	住 所	〒 650 - 0011 兵庫県神戸市中央区下山手通○ - △ - ○	
	電 話	0 7 8 - 〇〇〇 - ××△△	

【奨学資金の振込先】

- (注1)送金口座は、申請者(生徒)本人の名義に限ります。
 (注2)送金口座の種目は、普通預金(通常貯金)に限ります。 ※ 貯蓄預金・定期預金不可
 (注3)必ず、通帳又はキャッシュカードの写しを提出してください。

◎ゆうちょ銀行以外の銀行を希望する場合はAに、ゆうちょ銀行を希望する場合はBに記入してください。

A 銀行 (ゆうちょ銀行以外)	口座名義人 (申請者本人名義)	フリガナ											
		氏 名											
	金融機関コード		金融機関名	銀行 信用金庫 組合									
	支店コード		支店名	本店 支店 出張所									
普通預金	口座番号 (右詰で記入)												

B ゆう	口座名義人 (申請者本人名義)	フリガナ										
		氏 名										
<p>① 振込先は申請者(生徒)名義の口座に限ります。 ② <u>ゆうちょ銀行以外を希望する場合 …A</u> <u>ゆうちょ銀行を希望する場合 …B</u> に記入してください。 ③ <u>記入された内容が確認できる「通帳またはキャッシュカードの写し」</u>を添付してください。</p>												

※提出する「③通帳またはキャッシュカードの写し」は、A4の大きさの用紙にコピー又は貼り付けをしてください。

三者への提供はいたしません。